

大垣日本大学高等学校「いじめ防止基本方針」

令和7年4月15日改訂

★学校教育目標★

日本大学の教育理念「自主創造」を基盤にし、本校の校訓「誠実・努力・親和」の下、自ら学び判断して行動できる生徒の育成を目指す。

◆いじめの定義◆（法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1. いじめの問題に対する基本的な考え方

◆基本理念◆

「いじめ」は、すべての生徒に関わる問題であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し心身の健全な成長や人格の形成を阻害する恐れがあるものである。

「いじめは絶対に許されない」ものであり、自己の存在と他者の存在を等しく認めお互いの人格を尊重し合える態度など心の通う人間関係を構築する能力の育成に努めなければならない。

◆学校及び職員の責務◆

学校及び職員は、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学校生活に取り組めるよう努めなければならない。

保護者や地域、関係機関等との連携を図りながら学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。誰もが被害者にも加害者にもなり得るとの意識をもち、適切かつ迅速な組織的対応をしなければならない。

◆いじめの態様◆

- 冷やかし、悪口や脅し文句など、嫌なことを言われる。
- 仲間外れにされる。集団から無視される。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- その他

2. いじめ防止等(未然防止、早期発見・事案対応)の対策のための組織

(法第22条)

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行う為、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ①名 称 いじめ防止対策委員会
- ②構成員 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、いじめ人権担当、学校医3名、後援会長、弁護士、臨床心理士
- ③運 営 いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うとともに、重大事態発生時の調査を実施する。

3. いじめの防止・早期発見(未然防止のための組織等)

- ①いじめ防止の観点から教育活動全体を通じて、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。
教科活動及び集会やHR活動を通して、いじめは重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象となり得ることや関わったものに大きな傷を残すことであると伝え、決して許されないという意識をもたせる。
- ②発達障害を含む障害のある生徒、外国に繋がる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、被災生徒等については、全教職員の共通理解を図り指導に当たる。
- ③より深い生徒理解を推進し、一人ひとりの「心」のサインや身体的な変化を見逃すことなく、個に応じた援助を積極的に行う。
- ④いじめを早期に把握するため、定期的に調査を実施する。
年2回の学校生活アンケート、年2回の三者懇談時の聞き取り調査を実施。
担任と生徒の二者面談を年2回実施。
- ⑤「いじめ防止対策委員会」を設置し、実効のないいじめ防止対策活動の計画・実施を行う。

4. いじめ事案への対処

学校の職員はいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織「いじめ防止対策委員会」にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげ、全教職員の共通理解を図りながら、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応に当たる。

ポイント I 【素早い対応】

- ① 管理職に第一報する
- ② 複数の教職員で対応
- ③ 最悪を想定した対応を心がける
- ④ 人権侵害との認識を持って対応
- ⑤ 被害者の保護を優先に考える
- ⑥ 毅然とした指導を行う
- ⑦ 集団改善の視点から取組を行う

ポイント II 【事実の正確な把握】

- ① いじめの対象は誰か
- ② いじめの態様は
- ③ 被害者・加害者の状況の把握
- ④ 証拠保全(SNSの画像保存や音源確保等)
- ⑤ 保護者の状況の把握
- ⑥ 二次的な問題の有無
- ⑦ いじめの構造を正確に分析する
(加害・被害・観衆・傍観の4層構造を明確に把握)

(1) 報告・連絡・相談

・情報集約	・被害生徒及び保護者への対応と支援
・加害生徒及び保護者への指導と支援	・各機関への報告

- 管理職に報告した上でのいじめ防止対策委員会の開催
 - *情報集約
 - *被害生徒・保護者への対応・支援、加害生徒・保護者への指導・支援
 - *他の生徒への対応
 - *今後の対応策、役割分担、指導方法等の原案作成
- 緊急職員会議の開催
 - *全教職員への周知と共通認識を図る
 - *今後の対応策の見当と役割分担
- 関係生徒への指導・支援、他の生徒への対応、保護者への対応、関係機関（警察等）との連携
- 地域担当生徒指導主事に報告
- 重大事案は私学振興課に報告

(2) 被害生徒への支援

・心の支援を保障	・目に見える対応	・対応策の提示
・人間関係の改善	・課題解決の援助	・学習支援
・安全確保		

- 共感的理解に基づく指導・支援
 - *本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、学校の教職員が一丸となって支えることを約束する。
 - *今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する。
- 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケアを継続して実施する。

(3) 加害者生徒への指導

・事実関係の確認	・相手への共感	・相手への謝罪
・保護者との連携	・法的責任についての確認	

- 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す。
- 叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う。
- 形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する。
- 心のケアを継続して実施する。

(4) 被害生徒の保護者との連携

・保護者の心情の理解	・緊密な連携の確認	・本人への支援方法の協議
・学校の指導方法への理解		

- 電話による概要説明
 - *事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る。
- 家庭訪問の実施
 - *複数の教職員で家庭訪問し、(管理下で起きた場合は)起きたことについての謝罪を第一とする。
 - *詳細を説明し、誠意を持って対応する。
 - *学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。
 - *場合によっては警察へ被害届を出す。

(5) 加害生徒の保護者との連携

- | | | |
|--------------|-----------|--------------|
| ・保護者の心情の理解 | ・緊密な連携の確認 | ・本人への指導方法の協議 |
| ・学校の指導方法への理解 | | |

●概要説明（家庭訪問、保護者来校等）

- * 複数の教職員で面談し、事実を整理して伝える。 温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける。
- * 加害生徒が複数いる場合は公平に対応する。

●今後の対応策を相談

- * 保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の支援の在り方について、共に考える。
- * 学校の指導・支援の在り方を伝え、被害生徒への対応（謝罪等）について相談する。
- * 事象の具体的な内容や被害生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について理解と協力を依頼する。

(6) 学校全体（周囲の生徒）への指導

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| ・毅然とした指導 | ・指導姿勢の明確化 | ・指導手順の遵守 |
| ・指導法の工夫 | ・再発防止策の実行 | |

●周囲の生徒からいじめの情報提供があった場合

- * その勇気ある行動を褒め、情報提供者が誰なのか分からないよう配慮する。

- 「いじめは絶対に許さない」という教職員の姿勢を示し、毅然とした指導を組織的・計画的に実行する。
- 「いじめられる側にも問題がある」との意識が払拭されているか確認する。
- 加害者を一方的に責めることがないように、事前の配慮、準備を行う。
- 学校全体における指導においては、被害を受けた当事者および保護者から了承を得たうえで指導を開始し、学校・クラス全体の問題として取り組む環境をつくり、「いじめを起こさない」という意欲の喚起に結びつけられるよう指導する。

(7) いじめの解消に対する判断

- | |
|------------------------------|
| ・いじめが少なくとも3か月以上継続して止んでいるかの確認 |
| ・被害生徒及び保護者への面談 |

●いじめに係る行為が止んでいるかの確認

- * 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が少なくとも3か月間以上は継続して止んでいる。

* いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

* 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

- 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- 被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
 - * 事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。
- いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。
- 学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。
 - * いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえる。

ポイントⅢ【的確な指導と支援】

- ① 被害生徒に寄り添う支援（心のケア）
- ② 被害生徒の保護者との連携
- ③ 加害生徒への毅然とした指導（行為の指導と心のケア）
- ④ 加害生徒の保護者との連携
- ⑤ 教育相談係やスクールカウンセラー等との連携
- ⑥ 学校全体（周囲の生徒）への指導

5. 重大事態対応について

（法第28条） 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

（1）重大事態とは

下記の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあるもの。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 相当期間（年間30日以上を目安とする）または、一定期間連続して欠席している場合
- 生徒や保護者から「いじめられて、重大な被害に至った」という申し立てがあったとき（重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる）

（2）調査

重大事態が発生した場合は、事態の早期解消をはかるとともに、同種の事態の再発を防止するため、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

ア. 調査のための組織の設置

「いじめ防止対策委員会」を母体として、事実関係を明確にする調査を実施する。

事態によっては、専門的知識及び経験を有する第三者に協力を求め、「第三者調査委員会」を設置し、調査の公平性・中立性を確保した上で事実関係の調査を行う。

イ. 調査の実施

- いつ（いつ頃から）
- 誰から行われ
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校や教職員がどのように対応したか など

* 事実関係を可能な限り網羅的に明確化する。

- ① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ・いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を行う。
 - ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導や、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケア・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ② いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合
 - ・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - ・いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

ウ. 調査結果の報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ② 調査結果を私学振興課に報告する。

6. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

（法第19条） 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- ネット上の不適切な書き込みや名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、速やかに証拠保全を行う。また、被害の拡大を避けるため、教育委員会や警察等の指示のもと削除する措置を行う。必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、援助・助言を依頼する。
- 生徒が悩みを抱え込まないように、法務局やいじめ相談ダイヤルなど外部の相談機関も紹介する。
- パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話等のメールを利用したいじめなどは発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者へもこれらの理解を求めていく。

7. 情報等の取扱い

(1) 心理検査結果の有効活用について

学校生活アンケートや心理検査結果等は、生徒の性格や生活実態などの把握のための資料として有効に活用する。

(2) データの保管について

学校生活アンケートや心理検査結果、証拠となる画像や文書、調査報告書等は、保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため5年間保管する。（実物を保管する。）

【保管期間】 5年間（一次資料、二次資料、調査報告書）

【保管場所】 生活指導室（教育相談室）